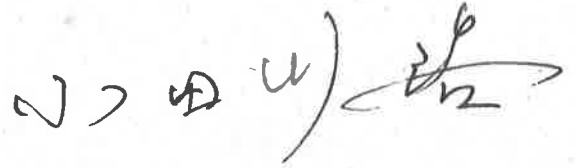


つくばみらい市規則第 4 号

つくばみらい市市民センターの開所時間の特例に関する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 14 日

つくばみらい市長



つくばみらい市市民センターの開所時間の特例に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市民活動の支援を積極的に推進するため、つくばみらい市市民センター条例施行規則（令和 3 年つくばみらい市規則第 2 3 号。以下「施行規則」という。）に規定する開所時間について、特例を定めるものとする。

(開所時間の特例)

第 2 条 開所時間の特例を行う施設は、みらい平市民センター 3 階とし、その開所時間については、施行規則第 2 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

名称		休所日	開所時間
みらい平市民センター	3 階	(1) 月曜日(月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後7時まで。ただし、金曜日及び土曜日に限り午前9時から午後9時まで(施設利用日の7日前までに、別に定める利用届があった場合に限る。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。